

子宮がん検診 Q & A

【対象者】

Q 1（住所）	10
Q 2（他の検診制度・健康保険との関係）	10
Q 3（奇数歳受診の特例取扱）	10
Q 4（69歳の方の取扱）	11

【受診者負担額の免除】

Q 5（免除証明書が後日提示された場合の取扱）	11
Q 6（市・道民税課税証明書及び介護保険料納入通知書、 介護保険料特別徴収（決定・変更・停止）通知書の取扱）	11
Q 7（他の非課税世帯の証明書の取扱）	12

【検査内容等】

Q 8（検体が不適正な場合の取扱）	12
Q 9（双角子宮等である場合の取扱）	13
Q10（要精密検査となった場合の取扱）	13
Q11（引き続き精密検査や医療を実施する場合の取扱）	13
Q12（精密検査としてHPV検査を実施する場合の取扱）	14

【検診料等の請求・支払】

Q13（精検結果連絡・精検結果連絡費請求の回数）	14
Q14（月遅れ分の請求等）	15
Q15（検診料の振込時期）	15
Q16（検診料等の消費税の取扱）	15

【 対 象 者 】

Q1（住所）

札幌市内に居住しているが、住民票が他市町村にある場合は、対象者になるのか。その場合の現住所の証明はどうするのか。

A

札幌市のがん検診の住所要件は「札幌市内に居住地を有する方」であるため、住民票が他市町村にあっても、札幌市内に居住している方は対象者としている。

その場合で、免許証やマイナンバーカード、資格確認書などの公的書類により、現住所を確認できないときは、可能な限り公共料金の領収書などにより現住所の確認をすること。

なお、以下の点に注意のこと。

- ① 施設等に長期入所していて、住民票が他市町村の自宅にある場合は、当該施設等の担当者に確認したうえで、施設の住所を現住所として取り扱い、検診の対象者とする。
- ② いずれの方法によっても現住所確認が困難な場合は、必ず受診者本人に検診票兼請求明細書の住所欄に現住所を記載させること（やむを得ないと認められる場合に限り、証明書類の提示を省略できることとする。）。
- ③ 勤務地が札幌市で居住地が他市町村の場合や旅行者など短期滞在の場合は、札幌市のがん検診の対象とはならない。このような方が来院された場合は、居住している市町村で実施している検診を受診するよう教示すること。

Q2（他の検診制度・健康保険との関係）

勤務先でがん検診の制度がある場合は、この検診の対象者となるのか。

A

札幌市のがん検診の対象者は、「職場等で受診する機会のない方」としているため、他に受診機会がある方は対象者とはならない。

加入している健康保険の種別は問わないが、公務員の共済組合や大企業の健康保険などでは、本人及び家族向けの「がん検診」制度を設けている場合が多いため、窓口で確認すること。

なお、勤務先等で検診制度があっても、受診機会を逃した場合、抽選で漏れた場合等やむをえない事情がある場合は、対象者とすることができる。

Q3（奇数歳受診の特例取扱）

奇数歳受診の特例はどのように取り扱うのか。

A

直近の偶数歳時に札幌市子宮がん検診を受診していない奇数歳の者も対象とする。

例：21歳の女性

- ①20歳の時に受診している場合

21歳では対象とすることはできない。22歳になってから対象となる。

②20歳の時に受診していない場合

21歳で対象とすることができる。22歳になった際も対象とすることができる。

22歳で受診した場合、23歳では対象とすることはできない。

※受診者には、国は子宮がん検診の受診間隔は、毎年ではなく2年に1回が望ましいとしていることを伝えること。

Q 4 (69 歳の方の取扱)

69歳の方は受診者負担額がかかるのか。

A

受診者負担額を徴収すること。(非課税世帯等は免除)

年齢要件による免除規定はあくまで「70歳以上」としている。

非課税世帯や生活保護世帯に属していれば、その規定により免除となる。

【 受診者負担額の免除 】

Q 5 (免除証明書が後日提示された場合の取扱)

検診受診日当日に受診者負担額免除の証明書類の提示がなく、後日に提示された場合はどのように取り扱えばよいか。

A

受診者負担額免除の証明は、検診日当日に提示することとしており、原則として後日提示による受診者負担額の払い戻しは認めていない。

しかしながら、当日に証明書類の持参を忘れたというような事情がある場合は、いったん受診者負担額を支払ってもらい、後日、免除書類の提示があり次第、払い戻しをしても構わないこととする。

ただし、受診者負担額は医療機関の収入であるため、札幌市から受診者又は医療機関に対し受診者負担額相当分を払い戻すことはできない。

Q 6 (市・道民税が非課税であることが確認できる書類及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書の取扱)

市・道民税が非課税であることが確認できる書類及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書には有効期限はあるのか。また、課税基準日前には他市町村に居住していて、札幌市から課税証明書等が取得できない場合の取扱は？

A

① 市・道民税が非課税であることが確認できる書類及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書の有効期限

課税証明書は、前年所得額をベースに1月1日付で課税額が決定され、毎年、5月頃に最新の情報に更新されるものである。また、介護保険料納入通知書は6月頃に当該年度のものが送付される。

新旧証明書の更新時期である4月～6月については、医療機関窓口での混乱を避けるため、新旧両方の証明書を有効のものとして取り扱うこととする。

- ・令和8年6月まで：令和7年度及び令和8年度の課税証明書及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収（決定・変更・停止）通知書が有効
- ・令和8年7月以降：令和8年度の課税証明書及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収（決定・変更・停止）通知書が有効
上記の要件を満たしていれば、発行日は問わないこととする。

② 札幌市から課税証明書等が発行されない場合の取扱

課税証明書等は1月1日付で居住していた市町村から発行されるため、その後に札幌市に転居してきた場合などは札幌市から課税証明書等が発行されないことになる。この場合は、他市町村発行の課税証明書等により受診者負担額の免除を証明できるものとして取り扱うこととする。なお、有効期限の考え方は①と同様である。

他市町村の課税証明書等の取り寄せ方法について受診者から質問があった場合は、転居前の市町村に問い合わせるよう教示すること。

なお、海外居留等で市・道民税が非課税であることが確認できる書類が発行できない方については、非課税として取り扱われないため、免除対象者には当たらない。

Q7（他の非課税世帯の証明書の取扱）

「自己負担額0円の札幌市国保の特定健診受診券」や「限度額適用標準負担額認定書」は非課税世帯の証明書にならないのか。

A 札幌市国保における非課税世帯と札幌市がん検診における非課税世帯は要件が異なるため、証明書類にはならない。

【 検 査 内 容 等 】

Q8（検体が不適正な場合の取扱）

子宮頸がん検診の結果、検体が不適正であった場合、どのように取り扱えばよいか。

A 再度、子宮頸部の細胞診を実施し、その診断結果を子宮がん検診票兼請求明細書（様式2）に記載する。その場合、適正欄と不適正欄の両方にチェックを入れ、子宮がん検診請求書（様式1）に、区分に従い受診者数に計上するとともに、頸部細胞診再検査費用の受診者数にも計上し、札幌市へ検診費用を請求することとする。その際、再検査実施日に基づき、請求すること。

ただし、検体が不適正であったことを伝えたにも関わらず、受診者が再検査を受診しない場合は、不適正欄にチェックを入れたうえで、子宮がん検診請求書（様式1）に、区分に従い受診者数に計上のうえ、札幌市へ検診費用を請求することとする。

Q9（双角子宮等である場合の取扱）

受診者が双角子宮等である場合、どのように取り扱えばよいか。

- A** 双角子宮等のため、2つの検体にて検査する場合は2人分として請求できる。
その際、受診者負担額免除対象者では無い場合は、通常の1人分の受診者負担額を徴収のうえ、子宮がん検診票兼請求明細書（様式2）を2枚作成することとする。1枚目は通常通り作成し、2枚目については自己負担額免除者として「その他」欄に「双角子宮のため」等の適用事由を記載のうえ、双角子宮1人の受診者につき、2人分として請求することとする。（受診者負担額免除対象者である場合の子宮がん検診票兼請求明細書（様式2）の1枚目は通常の免除要件を記載することとする。）

なお、問診等の結果、子宮体部がん検診を必要と判断した場合は、第一選択としては医療保険適用による検査の実施が望ましい。

Q10（要精密検査となった場合の取扱）

子宮頸部及び体部の両方が要精密検査となった場合、精検結果連絡票をどのように取り扱えばよいか。

- A** 精検結果が判明した時期が同時期であれば、双方の精検結果を記載のうえ、原則として1件分として請求することとする。
ただし、精検結果が判明した時期や精検実施医療機関が異なる場合等は2件分として請求できるものとする。
その場合、精検結果連絡票（様式4）を、子宮頸がんと子宮体がんの結果の2枚に分けて記載することとする。

Q11（引き続き精密検査や医療を実施する場合の取扱）

細胞診に加えて、追加で検査を実施したり、検診後に精密検査や医療を実施する場合は、どのように取り扱えばよろしいか。

- A**
- ① 検診日当日に追加検査を実施する場合
医療保険又は自由診療により対応すること。なお、検査実施前に、受診者に対し、追加検査が必要であること、検査費が別途発生することを必ず説明し、同意を得ること。
 - ② 検診結果により後日精密検査を実施する場合
医療保険により対応すること。なお、精密検査の結果については、実施要領4頁の「8 精密検査の実施及び札幌市への結果報告」に基づき、処理するよう努めること。
 - ③ 検診後、引き続き医療を実施する場合
医療保険により対応すること。

④ 診療報酬上の初診料、再診料の取扱

- ・ 検診日当日に引き続き検査・医療を実施：初診料は算定できない。
- ・ 後日に検査・医療を実施：再診料が算定できる。

※レセプト摘要欄に「健康増進法によるがん検診実施」と記入すること。

Q12（精密検査として HPV 検査を実施した場合の取扱）

子宮がん検診の精密検査として HPV 検査を実施し、陰性となった場合の結果区分と札幌市へ報告するタイミングをどのようにすればよいか。

A

① 精密検査の結果区分

H がんの疑いのある者又は未確定

理由：HPV 検査で陰性となった場合に再検査を実施する場合があるが、その再検査の結果が判明していないことから、「A 異常認めず」とは言い切れないため。

なお、一次検診結果が、「ASC-US（意義不明な異型扁平上皮細胞）」と判定された方に限るものとする。

② 札幌市へ報告するタイミング

HPV 検査を受けて陰性と判定された直後

理由：陰性と判定された後、HPV 再検査、あるいは 1 年後に細胞診、HPV 併用検査を受けることがある。その場合、結果が確定するまでに長期間を要するため。

【 検診料等の請求・支払 】

Q13（精検結果連絡・精検結果連絡費請求の回数）

経過観察の必要等の理由により、1 回のがん検診（一次検診）に対応する精密検査を複数回にわたって行った場合、それぞれの精密検査について、精検結果連絡票（様式 4）の提出と、精検結果連絡費請求書（様式 3）の計上が必要になるか。

A

1 回のがん検診（一次検診）に対応する精密検査に係る精検結果連絡票（様式 4）による報告と精検結果連絡費請求書（様式 3）の計上は、原則として初回の精密検査の分のみを行うこととする。ただし、Q10 も併せて参照すること。

Q14（月遅れ分の請求等）

事務処理上の都合で請求漏れが発生した場合、どのように請求すればいいのか。

A

① 月遅れ請求分が同年度内のものである場合

月遅れ請求分は、提出期限内の請求書と合算して請求書を作成し、月遅れの請求月を追記こと。なお、原則として年度内に請求すること。

例えば、2026年6月分を請求する際に、4月分と5月分の請求漏れを併せて請求する場合は、6月分の請求書の「2026年6月分」の記載に続けて4月分、5月分と追記し、6月分のほか4月分、5月分の請求漏れの受診者数・金額を合算して記載することになる。

② 月遅れ請求分が前年度以前のものである場合

やむを得ず請求する場合は、年度ごとに請求書を作成すること。なお、同年度内で複数月分の請求をする場合は、上記①のとおり年度内で合算して請求すること。なお、年度により検診料金が異なる場合があるため、それぞれの年度の請求書様式を使用すること。

Q15（検診料の振込時期）

札幌市に請求する検診料（委託料）は、どれぐらいで指定の口座に入金されるのか。

A

各医療機関から請求を受けた検診料については、札幌市で確認、審査、データ処理を行い、適正と認められてから30日以内に指定の口座に振り込むこととしている。

この確認、審査、データ処理には概ね1か月程度時間を要するものであるため、これまでの状況を踏まえ、概ね下表の日程により支払を行う予定であるが、請求書の記載誤り等があり、差し替えを行わなければならないような事情が発生した場合などは、支払が予定より遅延することがある。

検診月	提出期限	支払予定日	検診月	提出期限	支払予定日
4月分	5月15日	7月末まで	10月分	11月13日	1月末まで
5月分	6月15日	8月末まで	11月分	12月15日	2月末まで
6月分	7月15日	9月末まで	12月分	1月15日	3月末まで
7月分	8月14日	10月末まで	1月分	2月15日	4月末まで
8月分	9月15日	11月末まで	2月分	3月17日	5月末まで
9月分	10月15日	12月末まで	3月分	4月9日	5月末まで

※上表の提出期限は、請求書等の提出期限であり、3月分の提出期限を除き多少の遅延は可とする。（月遅れ等の処理など詳細については、Q14を参照）

Q16（検診料等の消費税の取扱）

検診料（委託料）と受診者負担額には消費税が含まれているのか。

A

札幌市から医療機関に対して支払う検診料（委託料）、受診者負担額ともに消費税込み（内税）の額である。